

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5のとおりに行う予定ですので、お知らせします。

令和8年3月17日 大津地方法務局不動産登記部門 登記官 中 村 直 樹

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項	3 地目	4 地積
第1600-2025-0068号	守山市水保町字下川内1545番1	畑	469 m <sup>2</sup>
第1600-2025-0069号	守山市水保町字下川内1546番1	畑	46 m <sup>2</sup>
第1600-2025-0070号	守山市水保町字下川内1547番1	畑	33 m <sup>2</sup>
第1600-2025-0071号	守山市水保町字下川内1548番1	畑	481 m <sup>2</sup>
第1600-2025-0072号	守山市水保町字下川内1549番1	畑	1340 m <sup>2</sup>
5 表題部所有者として登記すべき者の名称及び住所 主たる事務所 滋賀県守山市水保町1549番地 名 称 樹下神社			